

役員報酬規程

社会福祉法人 白翁会

社会福祉法人白翁会役員報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白翁会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、報酬等を支給する。

2 常勤役員については、月額報酬及び賞与を支給する。但し、法人職員を兼ねる常勤役員には常勤役員の報酬等は支給しない。

3 非常勤役員の内、理事長及び業務執行理事については、業務に応じた日額報酬及び賞与を支給する。但し、法人職員を兼ねる非常勤役員には非常勤役員の報酬等は支給しない。

4 その他の役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬月額については、別表第1に定める額

(2) 賞与は、職員給与規程に定める職員の賞与の支給基準に準じて算定する額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員の報酬等の額は、次の各号の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第2に定める額

(2) 賞与は、非常勤職員給与規程に定める職員の賞与の支給基準に準じて算定する額

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給方法は、職員給与規程に定める職員の例による。

2 非常勤役員に支給する報酬等の支給方法は、非常勤職員給与規程に定める職員の例による。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任された場合の報酬額については、職員給与規程に定める職員の例による。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月の報酬の全額を支給する。

(費用弁償)

第7条 役員等が、法人業務を行う場合、次の各号により費用を弁償する。但し、理事長、業務執行理事及び法人職員を兼ねる役員には支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に参加した場合の費用弁償 1回につき 8,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 1回につき 8,000円

2 法人業務を行うために出張する場合には、職員の旅費規程の例により旅費を支給する。

(端数の処理)

第8条 報酬等の、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

2 役員報酬規程及び役員等の費用弁償規程は廃止する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬額
理事長、業務執行理事	月額 40万円以内

別表2（非常勤役員等の報酬）

役職名	報酬額
理事長、業務執行理事	日額 10,000円